

## 第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

- 1 我が国の文化芸術を取り巻く動向
- 2 本市における文化芸術の現状と課題

# 第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

## 1 我が国の文化芸術を取り巻く動向

これまで、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」に基づき、「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等多様な分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術政策の展開が、一層求められるようになりました。

また、令和3（2021）年に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会とする。）は、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあることから、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する機会であるとともに、文化芸術を通じた新たな価値の創出を広く示していく好機となります。

こうしたことから、文化庁は文化芸術振興基本法の一部を改正し、「文化芸術基本法」（平成29（2017）年6月）を施行しました。また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「文化芸術推進基本計画」（平成30（2018）年3月）を策定しました。計画では、文化芸術の本質的価値<sup>1</sup>や社会的・経済的価値<sup>2</sup>を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じた社会包摂<sup>3</sup>による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

また、日本各地で実施されている国際文化交流の祭典について、国際相互理解の増進や活力ある地域社会の実現に向けてより一層推進していく必要があることから、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30（2018）年6月）を施行しました。

さらに、平成31（2019）年3月には、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画」を策定し、「国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、併せて我が国の国際的地位の向上」を目指すとしています。

---

<sup>1</sup> **本質的価値**：文化芸術推進基本計画では、「豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むもの」や「自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育むもの」と定義されている。

<sup>2</sup> **社会的・経済的価値**：文化芸術推進基本計画では「他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するもの」、「質の高い経済活動を実現するもの」、「人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの」、「文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの」と定義されている。

<sup>3</sup> **社会包摂**：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

一方、平成 27 (2015) 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに達成すべき国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が定められ、誰一人取り残さない社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。こうした中、文化芸術の持つ社会包摂性や様々な社会課題解決への有効性に高い期待が寄せられています。

また、文化芸術活動を通じた障害者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 (2018) 年 6 月)が施行されました。これにより、地方公共団体は「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」とされ、全ての人々が文化芸術を享受する環境の充実に求められています。

さらに、平成 29 (2017)、30 (2018) 年に学習指導要領が改訂され、子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質や能力を育成することが求められています。また、平成 30 (2018) 年 10 月、文部科学省設置法の一部が改正され、「学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」や「博物館に関する事務」が文部科学省から文化庁に移管されました。

加えて、令和 2 (2020) 年 5 月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、地域の様々な文化資源を磨きあげることによって文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことが求められています。

このような経緯を踏まえ、文化庁は従来の文化振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、関連分野との連携を図りながら政府全体の中核となって文化行政を総合的に推進する役割を担うこととなりました。

こうした国の流れを受けて、地方自治体においても文化芸術を活かした取組が進められています。文化芸術施策を効果的・効率的に推進するため、東京都のほか、政令指定都市のうち横浜市、新潟市、浜松市、大阪市（大阪府との共同設置）等において、アーツカウンシル<sup>4</sup>が設置され、地域の文化芸術の活性化に向けた取組を進めています。

---

<sup>4</sup> アーツカウンシル：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会等と訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国等、世界各国で設置されている。

## 文化芸術基本法の概要

### ○改正の趣旨

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものである。

### ○改正の概要

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としている。

今回の改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにした。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記された。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記された。

このほか、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされた。また、新法では、文部科学省、内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等による「文化芸術推進会議」を設けることとされている。

改正法の附則においては、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、政府は文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

今後は、今回の改正趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されている。

### ○文化芸術基本法（抜粋）

#### 第一章 総則

#### （基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 文化芸術推進基本計画（抜粋）

### 第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

#### 第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

##### 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

##### 目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

##### 目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

##### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

### 第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

#### 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

#### 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌（ほう）芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

#### 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

#### 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

#### 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

#### 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

### 第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

#### 第5 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等

#### 第6 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

## 2 本市における文化芸術の現状と課題

さいたま市は、平成 13（2001）年に浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により誕生し、その後、平成 17（2005）年に岩槻市と合併しました。現在は人口 130 万人を超え、首都圏有数の大都市として発展してきました。今日では、国内外からヒト・モノ・情報呼び込み、新たな地域産業や市民活動などの多様なイノベーションを生み出し、市民や企業から選ばれ、成長・発展し続け、訪れる人が魅力を感じるような都市を目指して、更なる成長を続けています。また、東日本の中核都市として、東日本全体の活性化をけん引する役割が求められています。

本市の文化芸術振興施策に関しては、まず、平成 18（2006）年 3 月に、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、歴史と風土に育まれた本市独自の伝統文化と、市民によって創り出される新たな文化の融合により、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造を目指した取組を進めました。その後、平成 24（2012）年 4 月 1 日から、「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、平成 26（2014）年 3 月に、「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定しました。この条例と計画に基づき、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造を目指した取組を進めてきました。

本計画の策定に当たり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況や都市イメージ等、多角的な視点から本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「さいたま市民意識調査」を参照したほか、「文化芸術活動団体調査」「文化芸術に関するサポーター調査」「市民文化芸術活動状況調査」を実施しました。

これらの結果や我が国の文化芸術を取り巻く動向を踏まえ、以下のとおり、現計画の進捗状況を整理・分析し、次期計画に向けた見直しの方向性を設定します。

### （1）計画全体の成果指標

#### 【現計画の成果指標の達成状況】

○現計画の成果指標：さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

平成 25 年度 15.0% → 令和 2 年度 25.0%

#### ○年度ごとの達成状況

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
15.0%	13.4%	15.9%	14.2%	16.0%	14.1%	14.9%

## ○達成状況（令和2年度の見込み）

令和元年度は14.9%で、計画を策定した平成25年度の15.0%を割り込んでいます。

### 【次期計画に向けた見直しの方向性】

- ・令和元年度末の時点で、成果指標の目標が未達成であるため、計画に沿った取組を今後も継続的、かつ実効性を高めて推進する必要があります。
- ・並行して策定中のさいたま市次期総合振興計画で設定する成果指標と連動するよう、本計画の成果指標についても、見直しを行う必要があります。

## （2）基本施策

（※各基本施策については、令和元年度に行った次期計画策定に向けての検討過程において、内容や表記を一部修正しており、ここでは修正後の内容を記載しています。）

### 基本施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

#### 1-1. 文化芸術活動に関わる市民等への支援

- ・既存の文化芸術団体は高齢化と規模縮小の傾向にあることから、文化芸術活動団体への支援の仕組みについて、対象範囲や支援内容等の見直しが必要です。
- ・後継者や若手育成に関する支援ニーズが高いことから、文化芸術活動を担う後継者等の育成が求められます。
- ・文化芸術サポーターの年代や性別に偏りが見られることから、今後は幅広い市民の参画を促進するとともに、サポーター活動や学習に関するメニューの拡充のほか、人材育成の仕組みの構築や、サポーター同士の連携づくり等が求められます。

#### 1-2. 市民等による文化芸術活動のための情報基盤の充実

- ・既存の情報媒体が浸透しておらず、特に若い世代は市内の文化芸術活動に関する情報を入手しにくいと感じていることから、既存情報媒体の認知度向上や、新たな手法による情報発信機能の強化が求められます。

### 基本施策2 文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成

#### 2-1. 子どもに対する文化芸術教育の充実

- ・学習指導要領が改訂され、子どもたちの豊かな感性や創造性のほか、社会課題の解決につながる資質や能力を育むことが求められていることから、学校等との連携を通じた文化芸術教育の拡充が求められます。



## 2-2. 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実

- ・本市の発展の方向性として「子育てのしやすいまち」の実現を望む市民が多いことや、文化芸術都市の創造には市民等の文化意識の高揚が不可欠であることから、子どもたちが気軽に文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会を充実させることや、幼い頃に親しんだ文化芸術とのつながりを継続させる取組が求められます。

### 基本施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

#### 3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承

- ・「伝統的な文化の保存と活用」が必要と考える市民が多く、確実に継承していくためにも、伝統的な文化の保存・活用を継続的に推進する必要があります。
- ・後継者や若手育成に関する支援ニーズが高いことから、伝統的・民俗的な分野においても、後継者等の育成が求められます。

#### 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実

- ・市内で行われる文化芸術活動の中では、祭やイベント等の見学が最も多いことから、こうした機会を捉えて、伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実に努める必要があります。

### 基本施策4 文化芸術に対する理解や関心の促進

#### 4-1. 市民等の鑑賞機会の充実

#### 4-2. 市民等の文化芸術活動への参加機会の充実

#### 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供

- ・鑑賞機会の充実等に対する市民ニーズが高い一方で、「参加したい文化芸術活動がない」と答えた市民が多く、特に若者を中心に、市民ニーズと実際行われている活動との間にミスマッチが生じていることから、市民ニーズを反映した鑑賞・参加機会の提供が求められます。
- ・既存の情報媒体が浸透しておらず、特に若い世代は市内の文化芸術活動に関する情報を入手しにくいと感じていることから、既存情報媒体の認知度向上や、新たな手法による情報発信機能の強化により、鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供のさらなる充実が求められます。

## 基本施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

### 5-1. 盆栽文化の振興

- ・世界盆栽大会を契機に盆栽文化に対する認知度が向上し、本市を代表する文化芸術資源として広く認識が定着してきたことから、世界盆栽大会のレガシー創出につながるさいたま国際盆栽アカデミー等、盆栽文化の振興に向けた取組の継続が求められます。

### 5-2. 漫画文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として広く発信すべきものに「漫画」を挙げた人の割合が、地域によりばらつきがあることから、漫画文化に関する市民の認知度向上や、市民による主体的な活動につながるような取組等、漫画文化の振興に向けた市民参画の促進が求められます。

### 5-3. 人形文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として「人形」を発信すべきと考える市民の割合は、岩槻区以外で低いことから、岩槻人形博物館を拠点としながら、市全体で人形文化を振興することが求められます。

### 5-4. 鉄道文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として広く認識されていることから、さらなる鉄道文化の振興に向けた取組の継続が求められます。

### 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用

- ・地域における文化財の計画的な保護・活用の促進や、地方の文化財保護行政の推進力強化を図るため、平成30年6月に文化財保護法の一部が改正されたことから、地域がより柔軟に文化財の保護や活用を進め、まちづくりに文化財を活用できるようにすることが求められます。

## 基本施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供

### 6-1. 文化芸術を通じた交流の推進

- ・平成28(2016)年に、さいたま市初の国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ2016」が開催されました。その後、令和2(2020)年3月から5月にかけて「さいたま国際芸術祭2020」の開催が予定されていましたが、新型コロナウイルスの影響により、会期を定めての祝祭感のあるイベントとしての開催は見送りました。しかしながら、文化芸術を活かしたまちづくりには、大規模な文化芸術イベントの開催が必要と考える市民が多いことから、今後も国際的な芸術祭を継続的に開催し、文化芸術を通じた交流の促進を図ることが求められます。
- ・東京2020大会において、本市はオリンピック競技のサッカーとバスケットボー

ルの開催会場となります。そこで、東京 2020 大会を契機に行われる国内外との交流を、大会後も継続していくことが求められます。

## 6-2. 文化芸術によるまちづくり

- ・本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合が増加していないことから、本市の歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくりを継続的に推進するとともに、さいたま国際芸術祭等の取組を通して生み出されるレガシーを、今後のまちづくりに活用していくことが求められます。

## 基本施策 7 文化芸術活動の場の充実

### 7-1. 市民等による文化芸術活動の場の機能向上・充実

- ・市民等から文化芸術の活動の場となる施設の拡充が望まれていることや、地方公共団体として多様性や社会包摂の観点に配慮した文化芸術活動の環境整備を進めていくことが求められており、既存施設の機能向上や不足する機能の充足を図り、全ての人々が利用しやすい環境とする必要があります。

### 7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携

- ・老朽化した市民会館うらわや市民会館おおみやが機能移転することから、文化芸術都市の創造に向けた拠点機能の構築に着手する必要があります。
- ・本計画の取組や事業の主要な推進団体である公益財団法人さいたま市文化振興事業団について、これまで蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報を最大限に活用し、本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を強化する必要があります。

## 基本施策 8 多様な分野と文化芸術との有機的な連携（新規）

- ・文化芸術基本法の施行により、文化芸術の固有の意義や価値を尊重しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることが求められていることから、本市においても、多様な分野と連携した文化芸術活動を展開するための仕組みづくりが必要です。そのため、次期計画において新たな基本施策として掲げることにより、連携に向けた体制を構築するとともに、様々な分野と連携して事業を推進する必要があります。

## 重点1 文化芸術を活かしたまちの活性化

1. 国際的な文化芸術事業の推進
2. 芸術家と市民等の交流の促進
3. 多様な分野と文化芸術との連携強化

- ・本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合は増加していないものの、文化芸術を活かしたまちづくりには、「大規模な文化芸術イベントの開催」が必要と考える市民が多いことから、さいたま国際芸術祭等本市の文化芸術資源を活用した国際的なイベント等の継続的な開催とともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の多様な分野との連携により、都市イメージの向上を図ることが求められます。

## 重点2 市民等による文化芸術活動の活性化

1. 文化芸術活動を行う個人や団体に対する支援
2. 文化芸術活動を支える人材の育成
3. 文化芸術活動への多様な市民参画の基盤整備

- ・文化芸術都市創造に関する支援や、活動を支える人材の育成のほか、市民による多様な参画の仕組みを拡充することにより、本市の強みである市民の力を活かし、市民等を主体とした文化芸術都市の創造を推進する必要があることから、これまで実施してきた事業を継続するとともに、内容を拡充することが求められます。

## 重点3 さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

1. 魅力ある資源を活用した事業の推進
2. 魅力ある資源の連携
3. 魅力ある資源の発信

- ・本市の魅力ある資源である「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」について、これまでも各種取組を進めてきましたが、都市のさらなる魅力向上のためには、今後もこれらの取組を継続するとともに、内容の拡充が求められます。
- ・令和2（2020）年2月に岩槻人形博物館が開館し、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」に関する施設が揃ったことから、これらの施設を拠点とし、各資源に関する魅力の発信を強化することが求められます。